

## 平成29年度 第5回文京区地域福祉推進協議会 要点記録

日時 平成30年2月6日（火）午後2時00分から午後3時29分まで

場所 文京シビックセンター24階第1委員会室

### <会議次第>

1 開会

2 議題

(1) パブリックコメント及び区民説明会の実施結果について

【資料第1号】

(2) 新たな地域福祉保健計画（案）について

【資料第2号】

3 閉会

### <地域福祉推進協議会委員（名簿順）>

#### 出席者

高橋 紘士 会長、平岡 公一 副会長、佐藤 文彦 委員、三羽 敏夫 委員、  
川又 靖則 委員、諸留 和夫 委員、下田 和恵 委員、水野 妙子 委員、  
永井 愛子 委員、千代 和子 委員、川合 正 委員、荒川 まさ子 委員、  
飯塚 美代子 委員、佐藤 澄子 委員、山下 美佐子 委員、高田 俊太郎 委員、  
黒澤 摩理子 委員、高山 陽介 委員、小倉 保志 委員、小野 洋子 委員、  
増山 里枝子 委員、小山 榮 委員、井出 晴郎 委員、武長 信亮 委員、  
鶴田 秀昭 委員

#### 欠席者

青木 紀久代 副会長、高山 直樹 副会長、高野 健人 副会長、中村 宏 委員、  
金 吉男 委員、天野 享 委員、大畑 雅一 委員、右近 茂子 委員、  
佐々木 妙子 委員

### <事務局>

#### 出席者

須藤福祉部長、椎名子ども家庭部長、石原保健衛生部長、加藤企画課長、  
瀬尾ダイバーシティ推進担当課長、橋本防災課長、木幡福祉政策課長、  
五木田福祉施設担当課長、榎戸高齢福祉課長、中島障害福祉課長、渡邊生活福祉課長、  
宇民介護保険課長、細矢国保年金課長、畑中高齢者医療担当課長、鈴木子育て支援課長、  
大川幼児保育課長、宮原子ども施設担当課長、多田子ども家庭支援センター所長、  
浅川生活衛生課長、境野健康推進課長、渡瀬予防対策課長、  
内藤保健サービスセンター所長、田口社会福祉協議会事務局次長

#### 欠席者

真下認知症・地域包括ケア担当課長、熱田学務課長、植村教育指導課長、  
矢島児童青年課長、安藤教育センター課長

## <傍聴者>

12名

**福祉政策課長**：ただいまから、平成29年度第5回文京区地域福祉推進協議会を開会いたします。高野副会長につきましては、本日最後ということで、ご挨拶を是非と伺っていたところですが、インフルエンザで出席できず申し訳ないというご伝言を、この場を借りてご報告をさせていただきます。

それでは本日の資料を確認させていただきます。

(資料確認)

これより議事に入りたいと思います。

高橋会長、よろしくお願いたします。

**高橋会長**：早くも2月になり、いよいよ3月年度末まであとわずかというところまで参りました。

前回の協議会で報告をいただきました中間のまとめから、パブリックコメントと区民説明会を経て、各部会でさらに検討を進めていただき、計画案を事務局でまとめていただきました。その報告をいただくのが、本日の大きな議題です。

資料をわかりやすくするために、(1)パブリックコメント及び区民説明会の実施結果について、(2)として、新たな地域福祉保健計画(案)、議題を二つに分けておりますが、密接に関連する内容ですので、一括してご報告をしていただくことにしたいと思います。

なお、説明と質疑については、各計画ごとをお願いします。

それでは、全体的な話と計画の総論及び地域福祉保健の推進計画につきまして、事務局から説明をお願いします。

**福祉政策課長**：(【資料第1号】新たな地域福祉保健計画「中間のまとめ」のパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について【資料第2号別紙1】文京区地域保健計画についての説明)

**高橋会長**：ありがとうございます。

ただいまの説明についてご質問やご意見はございませんでしょうか。

**小倉委員**：ご説明いただいた部分で51頁、3-3-7権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築に関して、成年後見制度利用促進基本法に基づいた計画ということで、一歩踏み込んだ書き込みをいただきました。パブリックコメントを、出させていただきましたが、それを取り入れてくださり、誠にありがとうございました。

**高橋会長**：ありがとうございます。他にございますでしょうか。

**下田委員**：同じく、民生委員・児童委員につきまして、修正がたくさん加えられて、加筆されたことを感謝申し上げたいと思います。パブリックコメントでも、大変ご丁寧なご意見をいただき、これが、私たちもとても心強く思われる内容でございまして、計画本文の記載も詳しく具体的になったことを嬉しく思います。ありがとうございました。

**高橋会長**：ありがとうございます。それでは、高齢者・介護保険事業計画について、説明をお願いします。

**宇民介護保険課長：**（【資料第1号】新たな地域福祉保健計画「中間のまとめ」のパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について【資料第2号別紙2】高齢者・介護保険事業計画について説明）

**高橋会長：**ありがとうございました。

ただいまの説明についてご質問やご意見はございませんか。

**武長委員：**前回の会議の最後で問題になった、若年性認知症とか認知症の位置づけの定義化の問題についても、早急にご対応をいただいて、26ページ10)の認知症についての①認知症とはというところで記載をしていただいて、ありがとうございました。若年性認知症を具体的施策として目出しの部分も対応をしていただいき、感謝しております。ありがとうございます。

何点か、確認ですが、認知症についての説明で、26頁「65歳未満で発症した場合、若年性認知症といわれています。」ということが、①認知症とはに書いてあるんですが、この認知症の概念というものは、本計画を通じて、認知症という言葉が出てきたときに、その解釈はこうなんだという定義というような位置づけで、この記載をつけ足していただいたということよろしいでしょうか。

**榎戸高齢福祉課長：**そのとおりのご理解で結構でございます。

**武長委員：**ありがとうございます。次ですが、変更点として、64頁、1-3の認知症施策の推進で、認知症及び若年性認知症という言葉があったのですが、若年性認知症というところは削られて、発症時期や症状に応じた支援ということになっているのですが、これは、先ほどの定義のところを変更されたことに応じて、この認知症は64歳以下の方についても発症する可能性がある。そこは特有の問題があるので、その時期に応じた対応をしていくということをここで明示したということで、別に若年性認知症のところは削除されたのは、この言葉にそのまま置きかえられ、対応については別に変更はなく、言葉が置きかえられたと、そのような理解なのですが、よろしいでしょうか。

**榎戸高齢福祉課長：**ご指摘のとおりです。26頁の修正を踏まえまして、その表現を前提に修正をさせていただきました。

**武長委員：**ありがとうございます。あと1点ですが、若年性認知症のところで目出しいただいた部分があるのですが、その内容としては、認知症の人への支援ということで、計画の中では比較的抽象的な言葉が用いられています。一方、パブコメの中では踏み込んでいて、52番ではテーマを絞った事業展開など必要だということもかなり書いてあり、ほかにも、若年性認知症に対する対応というのもきちんとしなければいけないという必要性を感じているということは、行政の側から書かれているのですが、具体的な言葉として入っていないというのは、実態把握が進んでいなくて、パブコメの51番にも記載してありますが、全体の該当者数の統計もないし、自治体把握も進んでいないという中で、一応、目出しをして、次回はそこを踏まえて、統計をとった上で、施策の重みや、具体的にこういうことをやっていくと書くけれども、現段階では、具体的には、そこまでは言及していないという理解なのですが、それもよろしいでしょうか。

**榎戸高齢福祉課長：**ご指摘のとおり、細かいそれぞれの施策につきましては、実態把握

に基づき対応していくのが大前提と考えています。まずは実態把握の内容につきまして、パブリックコメントにもありますが、有効な調査方法の検討と課題の整理から取りかかってまいりたいと考えております。

実際に実施する内容については、ご指摘のとおり、例えば講演会などがございますが、今後、実態把握の内容を踏まえまして、実施するかどうか、そして計画の中に記載するかどうかも含めて、改めて検討してまいりたいと考えてございます。

**武長委員：**ありがとうございます。もう1点ですが調査に関しても、パブコメの51番、57番、調査して実態把握をしてほしいと要望が書いてあり、それに対して、ご回答をいただいたように、有効な調査手法の検討と課題の整理を進めていくことで、手法の検討や何が有効かということは、今後、いろいろ専門家の助言も踏まえて検討していくという形で記載してありますが、そうすると、手法の如何はともかくとして、調査の実施実態については積極的に行っていくことを検討していくという方向であるというお考えという理解でよろしいでしょうか。

**榎戸高齢福祉課長：**100%積極的にやっていくというところまでお答えするのは、この場では控えさせていただきますが、平成30年度は東京都でも、若年性認知症の生活実態調査を行うような情報も入っております。そういった動きを踏まえ、その手法も参考にしながら、是非検討させていただきたいと考えております。

**武長委員：**何らかの統計的なデータがもしないとすると、本計画を次に改定するとき、若年性認知症の具体的な対応をどうしていくかということが空中戦になってしまったり、エビデンスに基づかずに議論をせざるを得なくなってしまうと思うので、どうしても、調査というものは必要になってくると思います。

必ずやっていただくということで、よろしく願いいたします。以上です。

**高橋会長：**それでは後で総括的に、再度質問時間は設けますので、差し当たり、それぞれの分野別計画を進めさせていただくということで、よろしいでしょうか。

引き続き、今回は障害児計画が入りました、障害者・児計画について、事務局から説明をお願いいたします。

**中島障害福祉課長：**（【資料第1号】新たな地域福祉保健計画「中間のまとめ」のパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について、【資料第2号別紙3】障害者・児計画についての説明）

**高橋会長：**ありがとうございます。ご意見、ご質問はございますか。

**鶴田委員：**59頁、まちのバリアフリー化が出ていますけど、これはサンプルで示しているという理解でよろしいでしょうか。

**中島障害福祉課長：**事業そのものは63頁に記載があります。このページにつきましても例示になります。申しわけございません。

**鶴田委員：**誤解を招くので、○○○とか×××のようにしておいて、抽象的に書かれたほうが、何かミスプリントや、同じものが記載されているような印象を与えますので、少し工夫されたほうがいいと思います。

**高橋会長：**重複して記載されていると誤解されますので、記号にするとか、何か少し工夫してください。

**中島障害福祉課長：**こちらは少し工夫させていただいて、例示というのがよくわかりや

すいような表記に変更したいと思います。

**高橋会長**：大事なお指摘をありがとうございました。冊子にするという中で、体裁はとても大事ですので、これは、3年のサイクルだと3年そのままということになってしまいますので、よろしく願います。

ほかに、お気づきのことはございますか。パブリックコメントを含めて、適切な修正をしていただいておりますので、大変完成度が上がったかという全体としての印象です。それでは、引き続き、保健医療計画について、事務局からご説明お願いいたします。

**浅川生活衛生課長**：（【資料第1号】新たな地域福祉保健計画「中間のまとめ」のパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について、【資料第2号別紙4】保健医療計画についての説明）

**高橋会長**：ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。

**鶴田委員**：61頁の喫煙率の低下、8.9%と目標数値が出ていますが、これは、東京都がオリンピックに向けて喫煙対策をする数字を踏まえて修正をして数字を出している。当然、東京都が、学校、病院は全部禁煙になるということも入れると、もう少し下がるような気がします、その辺はどうでしょうか。

**境野健康推進課長**：こちらの数字につきましては、東京都、国のたばこの施策に関しては、まだなかなか見えていないところがございますので、その部分は入っておりません。これは、前回の計画から今回に至って、大体3%ぐらい減っているということですので、その辺りを参考に8.9%という形でお示しをしたところです。

**鶴田委員**：先ほど会長も言ったように、3年間は出るわけです。そうすると、オリンピックをまたいでいるので、もう少し数字を上げていってもいいのではないかと思います。数字というのは、過大にやれば、それに近づけようとして数字を下げる方向に進むので、子どもたちのためにも、数をなるべく少なくしておいたほうがいいのではないかと思いますので、もう少し検討をお願いします。

**境野健康推進課長**：文京区は、喫煙率はとても低い状態です。東京都が今回計画を出していますが、目標が12.0%ということで、文京区はそれを現時点で達しているところです。

オリンピックを踏まえて東京都も計画をつくっていますが、その中で12.0%という形なので、文京区としては、さらに低下させていくというのは、なかなか難しいという部分もありますので、この数字にさせていただきたいと考えています。

**高橋会長**：これは、文京区が独自でコントロールできる数字ではございませんので、根拠に基づいて数字を挙げるのは、なかなか難しい性格のものかと思います。

残念ながら、高野先生のご意見を伺いたいところなのですがお休みですので、一応、ご意見をいただいたということで、とどめさせていただくことをご了承ください。

それでは、そちらでお手が挙がっていました。

**小山委員**：こちらの医療計画というのは、6年です。他の障害者などは平成30年度から32年度ですが、こちらが6年間というのは、どういうわけでしょうか。

**浅川生活衛生課長**：医療法の改正等がありまして、東京都の保健医療計画も6年となっ

ております。この整合性を図るために、平成30年度から35年度までの6年とさせていただきます。6年間という期間でありますから、3年間をめぐりして、中間の見直し等を図りたいと考えております。

**小山委員：**先ほどの、たばこのことに関して、小学校にたばこやアルコール等の生活習慣病に及ぼす影響についてパンフレットやその指導をしているということで、大変良いことだと思っています。

中学生の学習教材について。性に関する正しい知識の普及で、心の発達と体の発育とに対する指導ですが、そこにHIVの指導とか、アルコール依存症についても、極力丁寧に説明していただければと思います。

プラス、覚醒剤について、それも依存の一つでしょうけれども、知識としては指導したほうがいいのではないかと前回の部会で提案しました。それは少し時代的に早いのではないかと先生からご返事をいただきましたが、この計画が平成35年度までなので、あと5年先というと中学生の成長というのはすごく早いので、そういうことも踏まえて指導に加えていったほうがいいのではないかと考えております。よろしくをお願いします。

**境野健康推進課長：**今のご指摘で覚醒剤など薬物の関係も盛り込むべきということですが、ここの部分は、特に学校保健の部分にも絡んでいきますので、養護の先生などとも詰めていかなければならないということも鑑みて、計画の中でそこまで盛り込むのはなかなか厳しいとは考えておりますが、委員のご意見に関しては、学校と相談させていただきたいと思っております。

**高橋会長：**計画は、既存の事業から含めて中期的に見通して6年計画ということになっていきます。恐らく、途中で課題が起これば、またそのときに対応するというところもあるかと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。それでは、引き続き、他に何かございませんでしょうか。

それでは、全体について説明をいただきましたが、全体として、質問し損なったとか、そういうことを委員の皆様からございましたらお願いします。

**高田委員：**二つの計画にまたがる精神保健医療対策で、精神障害がある方の地域移行に向けて、基盤整備量が出て、数字が東京都から各自治体に伝わっているようです。そちらの基盤整備量と、計画に記載されている実際の見込量との、今後のすり合わせを、どのようにされていくのかということが1点目です。

次に、保健医療計画にあります地域安心生活支援事業と、障害者・児計画に同じ事業が重複して掲載されています。同じ事業名で再掲されていますが、事業概要が、読み方によって内容が少し違っているので、誤解を受けてしまうのではないかと思います。事業概要なので、一致させたほうがいいと思われました。以上2点です。

**高橋会長：**ありがとうございます。非常に大事なご指摘です。精神障害者に対する対策は、保健医療対策から障害者対策へ移ったという経緯もございますが、保健医療計画の領域でも非常に重要な課題であるのは当然のことです。その調整はどのような形になっているのでしょうか。

**渡瀬予防対策課長：**計画に関しては、障害者の計画と保健医療計画、二つにまたがる中で書きぶりに関しては、完全に一致していない部分があります。内容としては、基本的にはこれまでの経緯を踏まえた形で、保健医療計画のところでは一致するように、

障害者・児の計画にも、その部分を可能な限り反映させる形で書かせていただいています。

基本的には、精神障害者に対しての地域支援の部分は非常に今後重要になってくるとい認識を持っていますので、障害の所管の部門と協力しながら、進めさせていただこうと思っています。

**高橋会長：**過去の経緯というのは、行政の場合に出てくる部分で、なかなか難しい話だと、私も経験をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

**千代委員：**資料第2号別紙1の基本理念についてですが、男女平等参画の推進で、「一人ひとりが」となって、「男女」という言葉が消されてしまい、男女平等はまだまだ道半ばにも関わらずというところで、非常に残念だということと、その個性と能力を十分に発揮して参画できるという形で、「参画」と入れていただければと思います。よろしく願います。

**瀬尾ダイバーシティ推進担当課長：**パブリックコメントでも、たくさんご意見をいただきました。「男女」という言葉がなくなってしまったことと、「参画」という言葉がなくなってしまったことについて特に多くいただいております。文章表現中は除いてありますが、理念の項目名としては男女平等参画の推進ときちんと記載しています。

こちらの理念につきましては、男女平等参画推進計画も平成29年に作成したのですが、こちらの計画との整合性というところで、同じ表現を使っております。内容的に、いろいろ足りないというご意見を頂戴しておりますが、計画同士の整合性という点と、文言がなくなったからといって、決してこれをないがしろにするものではないということで、きちんと福祉の分野でも保健の分野でも取り組んでいくということで、区全体としても取り組んでまいりますので、今回の計画につきましては、この表現でご納得していただきたいというのが区の考えです。

**高橋会長：**よろしくご理解ください。これもいろいろな計画が、今、複層していて、時間のフェーズが合っていなかったりすると、引き継ぐ方法がなかなか難しい。これは調整の段階で相当七転八倒して事務局がおやりになったと思っておりますので、おっしゃることはよくわかりましたが、ご理解をいただきたいと思います。

まさにここは、部長及び区長にもご理解をいただいて、個別施策としてどう考えるかというレベルの話でもあるかと思えます。引き続き、ほかに何かございますか。

**井出委員：**パブコメのNo.82に関連して。いろいろな区民の方とお話しする中で、必ずしも情報が正確に伝わっていない、理解されていないと感ずることが少なからずあります。

ホームページで情報提供をとなっていますが、ホームページを見て議論する、お話をするとすることはあまりないと感じます。ぜひ、双方向のコミュニケーションを意識した情報提供や課題の共有をこの計画の中で取り入れていただければありがたいと思っています。

**中島障害福祉課長：**障害者の方への情報提供は、このご時世ですのでホームページは使わせていただきますが、窓口に来ていただいているいろいろなご相談をさせていただいていますので、この計画に盛り込むとか盛り込まないということよりも、日常の業務の中で、我々区の職員、あるいは事業所の方たちとの連携と、情報のやりとりを常にし

ております。

あわせていろいろなサービスを使われるということもあれば、障害者福祉の手引きという冊子をつくってございまして、そこに取りまとめを一覧にしてお見せしている形もございまして。それらを活用しながら、より丁寧な情報提供に努めていきたいと考えております。

**井出委員**：よろしく願いいたします。

**高橋会長**：まだ少し時間がございますので、他にもご発言があればお願いいたします。

**鶴田委員**：障害者に障害者の手引きというのを出すのは、私ももらっています。私はコンピュータができるからネットで見たほうが早いのですが、老人向けのものはないのでしょうか。例えば、ホームページが見られないというときに、そのかわりに冊子はないですかという問い合わせや、それに答えるものは存在しますか。

**榎戸高齢福祉課長**：高齢者についてということですが、まず、紙媒体で障害者の方と同じような形で、「しおり」というものをご用意しています。また、同じものをホームページにも公開して、高齢者の方はその点について利便性を感じるかどうかはわかりませんが、高齢者の方でもホームページからも見られるような形で用意をしているところです。

また高齢者の方に関しましては、地域包括支援センター、高齢者あんしん相談センターを区内に8カ所用意していますので、そちらに直接お尋ねいただいてフェイス・トゥ・フェイスでご案内もできます。そのようなきめ細かい対応を心がけているところです。

**鶴田委員**：それなら、毎回ホームページをごらんくださいではなく、こういう冊子もあるのでごらんくださいと言っていたら、年寄りの方にはわかりやすいと思いますが、できないでしょうか。

**高橋会長**：これは、区民とのコミュニケーションという視点です。何が効果があるのか、実際に有効な伝達、情報提供の方法は何だろうかという視点です。これだけ急激に、高齢者もiPadを使うような時代でも、やはりそれ以外の手段が必要な方も増えておりますので、ご配慮はやはり常にさせていただきたいと思っております。

これは計画事業というよりは、行政推進上のあり方みたいな話かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**榎戸高齢福祉課長**：ご指摘ありがとうございます。今、会長がおっしゃられたとおりで、様々なチャンネルをご用意するのが行政の努めだと思っておりますので、紙媒体、ホームページ、また、直接でのやりとりをご用意しながら、適切な案内に努めてまいりたいと考えています。

**井出委員**：この地域福祉保健計画実施の実施において、情報提供、コミュニケーションを図る中で、課題を共有して改善していくことが、非常に必要だと思います。

情報提供と強く言われていますけれども、いろいろな福祉のサービスを利用するなかで、課題はたくさんあります。課題に共有と改善をぜひよろしくお願いいたします。

**高橋会長**：ありがとうございます。非常に大事なご指摘をいただきました。

**木幡福祉政策課長**：今、課題共有というお話、本当にありがとうございます。我々も、窓口でさまざまな区民の方たちから声を聞いております。こういう計画を作って、今

回、公募区民という形でも対応させていただいています。それは、まさに我々行政が、なかなか行政の窓からだけで、目が届かないところについてのお話もいただいています。

こういう場で、我々行政が、課題というふうにおっしゃられましたが、本当になかなか難しい部分もある。特に部と部がまたがったり、課と課がまたがったりというところがありますので、我々行政側も中で連携を、コミュニケーションをしっかりと対応してまいりたいと考えております。

**高橋会長：**ありがとうございます。パブリックコメントの記録を見ると、いろいろ感想がありますが、やはり、共有するためにはどのような方法があるのかということは、行政もそうですが、区民の側の成熟というのも絶対必要となってきます。

それから、「きょうどう」という言葉があります。「きょうどう」というのは、共に同じという言葉づかいと、生活協同組合の「協」と「働く」という、一緒に働くという意味の協働という意味もございます。そういうことが、計画づくりのある意味きっかけ、情報共有をしながら一緒に働く協働を導き出すための、大変大事なツールですので、この計画が活用されることを切に願う次第です。

それでは本日、予定されている議事は、これでほぼ予定どおり終了させていただきました。この後、内部的な手続を経て、案が取れていく、具体的な新しい計画になるというところまでこぎつけることができました。

この協議会のミッションは、まさにこの計画を策定し、また、進行管理の仕事もしていただいたわけですが、3月末をもって委員の任期、約2年間で満了いたします。本日の協議会が最終となります。シナリオには副会長と書いてありますが、副会長は平岡先生しかご出席でございませんので、もし、全般の運営も含めて、委員の皆様からご意見等があれば、ご発言をいただき、最後、平岡先生にお願いいたします。

**下田委員：**先ほどから、課題の共有ということが出てきましたので、私は、社会福祉協議会から出ている民生委員でございますので、社会福祉協議会が設置した、地域福祉コーディネーターの活動について、少しお話をさせていただこうと思います。

それぞれの分野が行政では決まっておりますから、課題があったときには、それぞれの部署に申し上げに行くのですけれども、そこに分け切れないようなもの、それから、課題が重複しているときに、一番活動してくれるのが、この社会福祉協議会が設置した地域福祉コーディネーターです。

今、4地区に2人ずつで8名いますけれども、かなり大きな活動を担ってくれておりまして、冊子にして、ご自分たちの活動を具体的な数字で出してくださっていますので、もしお手元にあるときにはごらんいただきたいと思います。

具体的にどんな活動をしたかといいますと、私が最近知った事例としては、50代くらいの女性で、生活困窮と精神障害もあるという方です。それぞれの分野でいろいろ行政の支援を受けているのですが、その方の家の近くに下水がわき出してしまい、その、また道路が私道であったという、いろいろ解決が難しいところで、どこへ相談したらいいだろうかということなのです。どこに相談していいかわからないということで、地域福祉コーディネーターに頼みました。

するとコーディネーターが、その下水を管理している人が誰であるかとか、使ってい

る人が誰であるか、大家さんは誰であるかというようなことを調べてくださいました。細かく動けるということが、やはりコーディネーターさんたちの強みでありまして、解決に向かったそうです。

ですから、課題を共有するというときには、基本は、行政ですが、社会福祉協議会と一緒に、両輪のようにやっていくということだと思います。この福祉コーディネーターたちの活動にすごく期待してもらいたいし、みんなで協力をしていきたいと思っております。ご報告だけですけれども、よろしく願いいたします。

**高橋会長：**ちょうど今、東京都でも地域福祉支援計画をつくっております、文京区社協の地域福祉コーディネーターの方にも、委員として参画をいただいております。

文京区は地域福祉コーディネーター事業は大変有名になっておりますし、これは、やはり区側の政策的な期待というものを受けて、ある意味では、大変な大胆な配置をしてくださったことが生きておられると思っております。今のお話を承っておりますと、社会福祉法の法律で地域生活課題のという議論が出てまいりましたが、これが共有されて、地域包括ケアの中になりますと、従来の福祉という狭い枠ではなくて、まさに保健医療福祉が横断的な形で、地域でそういう問題が起こるということです。

例えば、とじこもりの場合に、しばしばメンタルな問題を抱えておられる。そうになると、多様な支援を入れざるを得ないので、すぐに動くのか、顔の見える関係になっているのかどうかという点が非常に大事です。看取りの話しまで含め、かかりつけ在宅医療の議論も出てきています。地域の支援機関を支える区行政の役割、職能団体、医師会、三師会で、地域をバックアップする体制を、手厚くつくっていただきたいです。

歯科で言えば、口腔ケアということはフレイル予防ではキーワードの一つになっています。口腔ケアはさまざまな多職種との連携がないとできません。文京区は、そういうことを含めて、実践の場面で、共同体制が広がって、そのために地域で課題のある方を発見できる機能が非常に重要で、地域福祉コーディネーターの機能は、ますます重要性が高まると考えております。

言わずもがなのことも含めて申し上げましたが、それでは平岡副会長に最後申し上げます。

**平岡副会長：**私は、この任期の途中から参加させていただいたもので、まだ、この協議会の会議に参加した回数も限られておりますが、地域包括ケア推進委員会も担当させていただいておりますので、それを含めると、ある程度の回数の会議に参加させていただきました。

どちらも、印象的だったのは、委員の皆様方が、特に住民代表として参加されている方が活発にご意見を出されていて、熱心な議論が、毎回の会議で展開されていたということでもあります。次の任期でもこういう形で活発な議論が、この協議会と、またその部会の場で展開されるということを期待しているところです。

本日の計画の、この文書の厚さを考えても、この会議で扱う、この政策、施策の範囲が広いと同時に、その計画の仕組みもかなり複雑化しているという状況にもあるんですけれども、また、それだけに、担当されている課や係の数も相当な数にのぼって、その中で、一つの分野、一つの課などで所管している範囲だけでは解決できない問題も増えてきているということが、本日の議論の中でも、いろいろ出ておりました。

あるいは、福祉行政、福祉の枠の中だけにとどまらない問題もあります。福祉、保健医療、それぞれ一つの行政分野としてあるわけですが、それを横断して、またさらに、例えば男女平等参画であるとか、あるいは成年後見制度の課題であるとか、従来の福祉、保健医療の行政の枠を超えるような課題に取り組むということが、この計画を推進していく上でも必要になってきているという状況があるかと思えます。

いわゆる縦割り行政の枠を超える、非常に領域が横断的な、発想にたった取り組みというのが、今後、重要になってくるということを、今回特に計画策定の中では、強く印象づけられたという感想を持っております。

短い期間だけ参加させていただいたということで、感想のようなことだけになってしまい恐縮ですが、このようなことを感じて、ここまで参加させていただきました。

**高橋会長：**どうもありがとうございました。

今、平岡副会長がおっしゃったように、計画が非常に複雑化しているということは、逆に言うと、計画をつくっていく上で、執行体制も、やはり改革をしないと、なかなか複雑な事態には追いつかないということです。

そろそろ本格的に新聞でも報道されるかと思えますが、診療報酬と介護報酬と障害の報酬が同時改定になります。これは、いろいろな評価がこれからあろうかと思えます。将来のあり方も含めて、人口推計も出ておりますが、要するに、相当大きな変化を的確に受けとめながら、地域の課題として、地域生活課題という言い方も計画ではされています、そこへ戻していく作業を、行政と同時に地域で活躍しておられる専門職、地域で活動する区民、そして、当事者としての区民、共同関係というのは、ますます必要になってまいりますので、それが部局の計画では、車の両輪として、狭い意味の社協ではなくて、区民のさまざまな生活にかかわる民間の組織としての社協ということになります。

さらに、三師会の皆様にもお越しいただいております。保健医療の専門職が、今、大きく、やはり様変わりしている。というのは、政策の現場と、いろいろな地方の現場を、拝見する機会がある、そうすると、これは5年前、10年前では考えられなかったようなことが、今、いろんな地域で起こっておりますので、そういうことも文京区として学びながら、文京区にふさわしいシステムをつくるための手がかりとしての計画づくりだったかと思えますので、引き続き、継続は力なりということを昔から申しておりますが、是非、文京区民の生活の向上のために、そして安心のために、この協議会が役割を發揮することを願って、挨拶にかえさせていただきます。

いろいろな審議でご熱心にご発言をいただき、うまくフォローできなかったこともあったかと思えますが、お許しをいただき、感謝をさせていただきたいと思えます。それでは、事務局にお戻しいたします。

**木幡福祉政策課長：**2年間にわたりまして、熱心なご議論をいただき、本当にありがとうございました。

本日が、現任期で行う最後の協議会ですので、本来であれば、福祉部長の須藤より一言申し上げるところでございますが、公務でございますので、私のほうから最後、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

計画の進行管理、実態調査、そして、今年度一年をかけてこの計画の策定と、さまざま

まな場面で皆様から、本当に貴重な意見をいただきありがとうございました。

今年度は、社会福祉法の改正もありまして、地域共生社会という、パラダイム転換という大げさかもしれませんが、大きな国の動きもありました。その辺も踏まえた上で、今回、こういう形で計画の策定が終わりました。

問題は、先ほど先生が申し上げたように進行管理を行いながらの実行だと思っています。行政は、ややもすれば、計画をつくって、ああ疲れたとなってしまうところがないわけではございませんが、やはり「経営は実行」といわれるように、まさに実行を、これからどういう形で行っていくのか。それは、組織横断的な部分、それから、先ほど下田会長からもお話がありました、地域福祉コーディネーターがこういう形で地域に出て、いろいろな課題が我々の行政側にも届いておりますので、社協と区は車の両輪、緊密に連携を図って、まさに実行というところを、しっかり対応してまいりたいと思っております。この2年間、本当にどうもありがとうございました。

それでは、最後に事務連絡をさせていただきます。報告させていただいた各計画案につきましては、2月定例議会に報告した後に、3月に策定という運びになっております。冊子が納品されましたら、委員の皆様へ郵送させていただきますので、お納めいただければと思います。

また、本協議会次期委員に関しまして、各関係団体から推薦いただく委員には、既に推薦依頼をかけていただいている団体と、これから依頼をかけさせていただく団体とがありますが、その際は、ご推薦のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

**高橋会長：**以上で、本日の協議は全て終了となりました。改めまして、2年間、積極的にこの協議会にご参画いただきまして、ありがとうございました。皆様のご健勝とご多幸をお祈りして、この協議会、今期を閉じさせていただきます。

本当にありがとうございました。

以上